

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 上限制手数料に基づく手数料

取扱職種（国内・全職種）のうち、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの場合の申込みを受理した場合は、上限制手数料に基づき下記のとおり手数料を申し受けます。

【受付手数料】

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- ・ 求人の受付 1 件につき 6 7 0 円
- ・ 求職の受付 1 件につき 6 7 0 円

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1 ヶ月間に 3 件を超える場合は、1 ヶ月につき 3 件分に相当する額を限度とします。

【紹介手数料】

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

- ・ 支払われた賃金の 1 0 . 5 % に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

・ 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次のイ又はロによって算出された額のうちいずれか大きい額

- イ 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 1 0 . 5 % に相当する額
- ロ 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 1 4 . 2 % に相当する額

2. 届出制手数料表に基づく手数料表

1. 以外の職種につきましては、下記手数料表のとおり申し受けます。

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	10,800円 手数料負担者は 求 人 者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 30 % 手数料負担者は 求 人 者 とします。
求人の充足を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 30 % 手数料負担者は 求 人 者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 540,000 円 活動1日当たり 54,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 30 % 手数料負担者は 求 人 者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 30 % 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

※手数料につきましては、全て消費税が含まれております。

許可番号： 11-ユ-300403

事業所名：(株) 志木サテライトオフィス・ビジネスセンター

事業所所在地： 埼玉県志木市館2-5-2 鹿島ビル4階